

ソニーグループ人権方針

1. 人権尊重のコミットメント

ソニーは、「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす」という Purpose（存在意義）と「人に近づく」という経営の方向性のもと、「人」を軸に多様な事業を展開しています。人々が感動で繋がるためには、私たちが安心して暮らせる社会や健全な地球環境があることが前提です。

ソニーは、ソニーグループ行動規範においても定めるとおり、すべての人は尊厳と敬意をもって処遇されなければならないと考えています。ソニーは、「国際人権章典」¹、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」²などの基本的な人権に関する原則を支持し、バリューチェーン全体を通じて、ソニーの事業活動の影響を受ける可能性のある人の、国際的に認められている人権を尊重します。また、ソニーは、事業活動、商品やサービス、ビジネス上の取引関係によって、人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりすることがないように努めるとともに、万一そのような影響が生じた場合には、その是正に向けて誠実に行動します。

2. 適用範囲

本方針は、全てのソニーグループの会社に適用します。ソニーグループとは、(1) ソニーグループ株式会社、(2) ソニーグループ株式会社が直接または間接に発行済議決権付株式または持分の過半数を保有する会社、(3) ソニーグループ株式会社のサステナビリティ担当上級役員が本方針の適用範囲に含めると決定した会社、を指します。

3. 人権尊重の推進体制

ソニーグループ株式会社サステナビリティ推進担当部門は、同社サステナビリティ担当上級役員の監督の下、本方針に基づき、以下に定める人権デュー・ディリジェンスの仕組みの運用および事業責任者の監督の下で実施される人権尊重の取り組みの推進の支援を含む、ソニーグループ全体の人権尊重の取り組みを推進する責任を持ちます。

¹ 「世界人権宣言」並びにこれを条約化した主要文書である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を指します。

² 当宣言は、労働における基本的な権利として、結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境を表明しています。

4. 人権デュー・ディリジェンスの実施

ソニーは、本方針に定める人権尊重の推進体制の下で、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）や OECD 多国籍企業行動指針などに定められる国際的に認知されたフレームワーク等に則って人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）の仕組みを構築し、継続的に人権 DD を実施します。当該実施においては、その一環として、ソニーグループ全体および各事業領域の特性やそれぞれの事業において重要なバリューチェーンを踏まえた人権インパクト評価を継続的に実施します。そして、人権に対し重大な負の影響が特定あるいは懸念される課題には、その影響を防止または軽減するための取り組みの推進、その進捗状況のモニタリング、評価に努めます。

ソニーは、ソニーの事業活動において重要なバリューチェーンを構成する調達先、委託先、販売業者等のビジネスパートナーが本方針と同等の基準を満たすこと、および、ソニーと協働して人権の尊重に取り組むことを期待します。

5. 救済措置

ソニーは、その事業活動が、人権への負の影響を与えていることが明らかになった場合、調達先、委託先、販売業者等のビジネスパートナーを通じた働きかけを含め、適切な手段を用いて是正に取り組みます。

6. 教育および啓発

ソニーは、役員および社員が本方針を理解し、事業活動において実践することができるよう、人権の尊重にかかる適切な教育および啓発活動を行います。

7. ステークホルダーエンゲージメントおよびコミュニケーション

ソニーは、本方針の下での人権に関する取組みを推進していくため、社内外の専門的な知見を積極的に活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話を行います。

ソニーは、本方針の遵守に向けた取組みの進捗状況（人権インパクト評価を踏まえた重点領域および対応方針を含む）について、[サステナビリティレポート](#)などを通じて、適切な情報公開を行います。

8. 承認

本方針はソニーグループ株式会社 CEO の承認により 2024 年 3 月 29 日付で発効します。